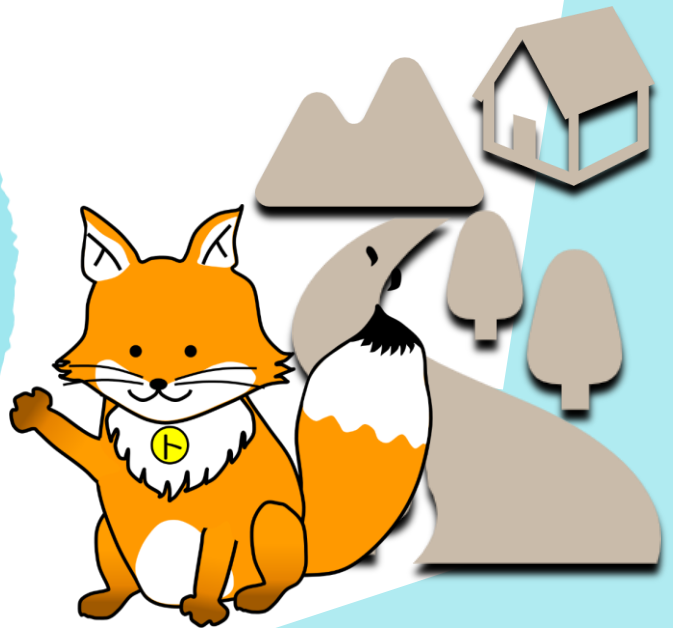


亡くなられた方の**不動産の名義**、
そのままにいませんか？

相続登記が 義務化されます

正当な理由がなく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科されることがあります

令和**6**年**4**月**1**日
からスタート！



福岡法務局

新制度の詳細は、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 所有者不明



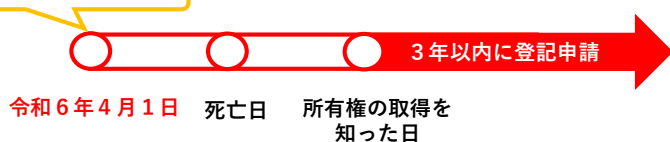
令和5年1月作成



相続登記の義務化ってどんな内容？

相続によって不動産を取得した相続人は、その「所有権を取得したことを知った日」から3年以内に相続登記の申請をしなければいけません。

制度スタート



「被相続人の死亡を知った日」からではないため、不動産を取得したことを知らなければ、3年の期間はスタートしません。



施行日の令和6年4月1日より前の相続も関係あるの？

令和6年4月1日より前の相続も、義務化の対象になります。

例えば、不動産の所有者が令和5年に亡くなり、その不動産を相続した場合、令和6年4月1日より前に所有権を取得したことを知っていれば、令和6年4月1日から3年以内に、相続登記の申請をしなければいけません。

制度スタート



相続登記をするには、どのような手続をとればいいのか？

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います。法務局ホームページでは、手続や書式をご案内しています。また、手続の案内（予約制）も行っています。

詳しくはこちら

福岡法務局 相続登記



登記の申請方法についてご不明な点がある場合や、具体的な相続に関する相談をご希望の場合は、相続・登記の専門家である司法書士への相談もご検討ください。

福岡県司法書士会 総合相談センター ☎0570-783-544
無料電話相談 平日18時～20時 司法書士紹介 平日10時～16時



免税措置があります！

相続登記に関する税制上の措置（100万円以下の相続登記申請の免税措置等）が拡充されています。免税措置の適用期限は令和7年3月31日まで！

法務局 登録免許税の免税



相続の手続が楽になります！

相続の手続の際は、まずは法定相続情報証明制度をご利用ください。一覧図の写しを取得すると、相続登記や被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続でご利用できます。

法務局 法定相続情報

